平成２３年（フ）第１２５３号
札幌市豊平区平岸４条９丁目２番６号　エターナルニシヤ20Ｂ―202号
債務者　福原　　栄（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７７号
札幌市白石区本通10丁目南７番10号　ルミエール本通10―102号
債務者　福塚志津子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７２号
札幌市東区北23条東18丁目１番１号　フォーブル夏樹102号
債務者　竹鼻　和子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９６号
札幌市西区発寒15条１丁目２番37号　ファンタジア発寒101号
債務者　佐藤　雅彦
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６１号
北海道江別市野幌若葉町62番地の６　アーバン626―103号室
債務者　山崎　忠志
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６号
群馬県伊勢崎市太田町934番地４
債務者　田中ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２１２号
群馬県伊勢崎市太田町541番地１　リバーサイドビラ伊勢崎207
債務者　福島　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２１３号
群馬県前橋市天川大島町３丁目６番地19　サンパレス天川１―105号
債務者　古屋絵理香
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２１５号
群馬県渋川市横堀961番地
債務者　林　テル子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２１６号
群馬県前橋市北代田町756番地３　アンソレイユＡ―101号
債務者　小林　勝代
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１６７号
群馬県安中市中宿597番地１
債務者　篠　美恵子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１７７号
群馬県藤岡市藤岡2553番地
債務者　島崎なるみ
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１８６号
群馬県高崎市並榎町178番地
債務者　藤井　　智
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１８号
相模原市南区上鶴間１丁目24番10号　サンパレス相模大野101号室
債務者　和田　正美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７９号
相模原市緑区二本松４丁目８番１号　メゾンヴィトラージュ304
債務者　竹本　　香
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１８９号
相模原市緑区下九沢1330番地５　コーポアベニュー105
債務者　田中久美子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１９６号
相模原市中央区淵野辺４丁目１番18号
債務者　小林　靖子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部